平成３０年（フ）第２３号
岡山県浅口市寄島町7680番地21
債務者　岡邉　隆則
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新庄　将彦
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道北斗市向野１丁目５番地
債務者　舛甚　隆雄
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前原　浩明
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１３７号
仙台市泉区上谷刈２丁目６番７号
債務者　大友　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐瀬　充洋
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
千葉県船橋市三咲３丁目11番13号
債務者　髙橋由美子（旧姓安岡）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６９号
福岡県糸島市志摩初147番地６
債務者　鹿本　佳幸
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　香織
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８５号
千葉市中央区千葉港８番２号　ブラウシア611号
債務者　工藤　英文（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９７号
千葉市花見川区千種町333番地１　千葉北ダイヤモンドマンション309号
債務者　益江　　治
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　耕三
4　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６０号
千葉県市川市妙典３丁目３番14―402号（Ｎ．Ｋコート）、申立時の住所千葉県市川市南行徳１丁目22番６号　（アサワコーポ203号）
債務者　工藤　　洋
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７４号
千葉県浦安市高洲４丁目３番１―712号　プラウド新浦安
債務者　上田　昭彦
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　　愛
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７５号
千葉県浦安市高洲４丁目３番１―712号　プラウド新浦安
債務者　上田　文子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　　愛
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２号
岡山市北区大供本町711番地16、旧住所岡山市北区大供本町712番地８　岡山市北区津高台３丁目2044番地16
債務者　吉武　進吉
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
徳島県阿南市見能林町下かうや11番地１
債務者　打川　士示
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川城　政人
4　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第５号
徳島県阿南市富岡町トノ町18番地
債務者　中西　　啓
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝田　啓祐
4　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第１４６号
千葉県八千代市上高野2058―５　特別養護老人ホームグリーンヒル、住民票上の住所千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区38棟107号
債務者　鈴木　　誠
法定代理人成年後見人　三橋　俊一
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久常　雅世
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係